

【いじめ問題への対策の基本的な考え方】

・本校は、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（以下「ポリシー」という。）において学校におけるいじめ防止等の対策の要の仕組みとして措置されている「津山工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下「基本計画」という。）」及び「津山工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）」について、策定・設置し、適切に運用する。

・基本計画は、ポリシーにのっとり、学校の内いじめの防止等の取組の基本的な方向やその内容等を定める。また、いじめの未然防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、学生指導体制、校内研修などを定める。

（１）いじめの定義

・「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

・個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（２）基本的姿勢

・いじめは、どの学生にもどの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないうにする。

・寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活において、いじめが行われないうにする。

・いじめ防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、また、他の学生に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。

・いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること、並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

・いじめ防止等の対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意する。

・独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

・教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持し、その教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、い

じめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応を行わなければならない。

(3) 学校及び教職員の責務

- ・学校及び教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係・者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- ・全ての教職員は、基本計画並びに機構が定めるいじめ防止等対策ポリシー及びその下に策定されるいじめ防止等に関する指針の内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。
- ・校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
- ・教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

【学校が実施する取組み】

本校は、委員会が中心となり、以下のⅠ～Ⅴの取組みを行う。また、年間計画を別紙のとおり定める。

Ⅰ いじめ防止の取組

(1) いじめ防止に向けた取組みは、学生の心の育成及びいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、学校の全ての教育活動を通じて取り組む。

- ・学生の生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導能力の育成を行う。
- ・互いを思いやり、生命を大切にす態度、自他の人権を尊重する意識を育成するため、人権教育を行う。

(2) いじめ防止に視点をあてた学校運営、クラス運営、寮運営等は学生が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上、教育目標の達成につながるとの考え方を全教職員が共有し、積極的にいじめ防止指導に努める。

・学生一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、学級経営や教科指導、学生指導等に関する指導力向上に努める。

(3) いじめ防止週間を設定する。

- ・学生による主体的・自治的な活動の中で、学生自らが、いじめ問題に気づき、考え、いじめの防止についての取組を企画立案し、実施することで、困難から逃げることなく、正面から立ち向かえる逞しさや勇気を持ち、いじめについて身近な大人に訴える力を育てるとともに、見て見ぬふりをせず、互いに支えあい協力していくことの大切さを実感させる。
- ・学生が、自分達の生活を良くしていくために、様々な問題を自分達で考え、主体的に改善していこうとする取組みを、教職員が積極的に指導・支援する。

(4) いじめ防止等の教職員、学生向けの学内研修を、それぞれ年1回、企画・実施する。
・学校の実態を踏まえた上で、いじめ問題実践事例集等を活用した研修を実施し、いじめ問題への対策を実施する上での留意点などについて、教職員間で共通理解を図る。

・発達障害、性同一性障害等に関する正しい知識、SNS等の利用実態やネット上のいじめに対する指導のあり方等、今日的な課題についても、積極的に研修を行い、共通理解を図る。

(5) 教職員全員が高い人権意識を持って、学生指導にあたる。

・教職員の言動が学生を傷つけたり、学生のいじめを助長することのないよう、指導のあり方に注意を払うとともに、教職員が学生から信頼される存在となるよう、自らの規範意識を絶えず見つめ直す。

(6) 家庭や後援会組織、地域関係団体と積極的に情報共有を行い、地域社会や家庭が協働する体制の充実を図る。

・学校は、保護者や地域の方、関係機関等の理解・協力を得ながら、連携して学生を見守り、健全な成長を図るため、授業参観日や学校行事だけでなく、日頃から積極的な学校公開や情報発信に努める。

(7) 学校は、基本計画の内容、取組計画の進行状況や取組の成果等についてPDCAサイクルに基づき検証を行う。

(8) 委員会で収集した資料及び作成した記録については、誤った廃棄等が行われることがないように、記録の残し方、記録の保管場所についても、対策委員会で明確に定めておく必要がある。教職員個人の判断で勝手に処分せず、組織で適切に管理し、保管する。被害学生や保護者から、相当期間経過後にいじめ被害の申立てがなされることもあることを踏まえ、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規程に定める保存期間を超える場合であっても、当該学生が卒業するまでは保存する。

(9) 相談しやすい環境づくり

i) 本人からの訴え

・心身の安全の確保

相談学生を「守る」姿勢を明確にする。カウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

・事実関係や気持ちの傾聴

相談学生を「信じている」姿勢を明確にし、話を傾聴する。

ii) 周りの学生からの訴え

・2次被害の回避

相談学生が新たにいじめの対象とならないよう、適切な場所・時間および安全を確保して、話を傾聴する。

・相談学生の情報保護（摘発が外部に漏れないよう慎重な対応を行う）。

iii) 保護者からの訴え

・連絡網の周知

保護者がいじめに気付いた際、即座に学校へ連絡できるよう、連絡網の周知徹底を図る。

・学校－保護者間の信頼関係の構築

日常的に、学生の様子を保護者に伝える仕組みを構築しておく。

II 早期発見の取組み

- (1) いじめ実態把握アンケートを年4回実施する。
- (2) 学生相談室等の相談窓口の利用を周知する。
 - ・学生や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができるように、校内の相談体制を強化し、学生や保護者が気軽に相談できる関係作りに努める。
 - ・あわせて、校外の相談機関等についても周知する。
- (3) 年6回開催する委員会において、いじめ兆候を確認し、いじめのシグナルを見逃さないように努める。
- (4) 委員会の活動の十分な「見える化」を実行する。
- (5) いじめに関する情報が寄せられた場合は、いじめ対策委員会を中心に、迅速かつ適切に対応する。
- (6) 寮生活では、教職員の目の届かないところでのいじめが行われる可能性があることを十分認識し、寮に関係する教職員と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないように努める。
- (7) 学生の活動や様子を適切に記録し、学校組織全体として情報共有を図る。

III いじめへの対処への取組み

- (1) いじめ事案に対処する委員会を準備する。
- (2) いじめ情報や相談があった場合は、速やかに委員会で情報を共有し、対処方針を決定する。また、直ちに加害行為をやめさせる措置を講じる。
- (3) いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知見を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生や保護者に対する支援、およびいじめを行った学生に対する指導・支援 又はその保護者に対する助言・支援を継続的に行う。
- (4) いじめを確認した際は、24時間以内に機構に報告する。
- (5) いじめを受けた学生に対しては、その保護を第一に考えるとともに、自尊感情を守り高めるように努める。また、保護者に対しては、状況等を正確に説明し、必要な連携を求めるとともに、不安をできるだけ取り除くように努める。
- (6) いじめを受けた学生に寄り添い、徹底して守り通すことを伝え、意向を丁寧に聞き取り、不安を取り除くように努める。
- (7) いじめを行った学生に対しては、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。いじめを行った責任を自覚させ、真摯な反省を促す。また、保護者と連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。
- (8) インターネット等によるいじめへの対応について
 - ・学校は、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。
 - ・学校は、いじめを受けた学生又はその保護者が、情報の削除又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者に説明しなければならない。

IV 重大事態への対処

1 取組みについて

- (1) いじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合には、必要に応じて第3者からなる調査委員会において調査を行う。
- (2) 重大事態に関わる調査を行う際には、被害学生及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結果について適切に説明する。
- (3) 重大な事態が発生した際には、速やかに機構に報告する。
- (4) いじめられた学生の安全の確保を行う。
- (5) いじめられた学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を行う。
- (6) いじめが犯罪行為として取扱われるべきと認められる事案については、警察との連携を行う。

2 いじめの調査

- (1) いじめを受けた学生や保護者のいじめの事実を明らかにしたい、何があったかを知りたいという思いを理解し、対応にあたる。
- (2) 学校として自らの対応に不都合があったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害学生・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- (3) 重大事態の調査は、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止することを目的とする。
- (4) 重大事態の調査を実施する場合は、あらかじめ機構の承認を得る。
- (5) 詳細に調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしない。
- (6) 被害学生や保護者が詳細な調査や事案の調査を望まない場合であっても、学校が可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要である。被害学生や保護者が望まないことを理由として必要な調査や自らの対応を検証することを怠らない。

V P D C Aサイクルに基づく取組みの評価・検証

- (1) 学校は、基本計画の実施により生じた成果について、P D C Aサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。
- (2) 学校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。

V PDCA サイクルに基づく取り組みの評価・検証

(1) 学校は、学校いじめ防止等基本計画の実施により生じた成果について、PDCA サイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。

(2) 学校は、毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。

